

官民研究開発投資拡大プログラム運用指針の改定について（概要）

令和 3 年 4 月 1 5 日

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

官民研究開発投資拡大が見込まれる研究開発等を総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）がイニシアティブをとって推進するため、官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）の運用指針を改定する。

1. 運用の改善

システム改革型に、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく新 SBIR 制度における省庁連携を加速させスタートアップ等によるイノベーション創出を促進する新 SBIR 制度加速事業を追加する。

- 令和 3 年度から事業を開始することに伴い、運営及び評価にあたり、必要な規定を追加

以上